

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第5号

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

県営住宅等条例施行規則（平成9年岩手県規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(家賃の減免基準等)</p> <p>第13条 条例第15条の規定に基づく家賃の減免の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額以内の額とし、その減免の期間は、1年を超えない範囲内で局長が入居者及び同居者の事情を考慮して認める期間とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(減免又は徴収猶予の申請)</p> <p>第14条 条例第15条(条例第25条第2項及び第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき家賃の減免、敷金の免除又は家賃若しくは敷金の徴収の猶予を受けようとする者(第2条の2第2項又は第12条第2項の申請をした者を除く。)は、県営住宅家賃減免(敷金免除、徴収猶予)承認申請書(様式第15号)を所管する局長に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(家賃の減免基準等)</p> <p>第13条 条例第15条(条例第25条第2項及び第27条第3項において準用する場合を含む。次項及び次条第1項において同じ。)<u>。</u>の規定に基づく家賃の減免の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額以内の額とし、その減免の期間は、1年を超えない範囲内で局長が入居者及び同居者の事情を考慮して認める期間とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>条例第5条第2号エに規定する県営住宅の入居者(第2条の2第1項第5号又は第6号に規定する者に限る。)</u>が<u>条例第24条第1項又は第2項の規定により収入超過者又は高額所得者と認定され、かつ、当該入居者に係る家賃の額が知事が別に定める額を超える場合</u> <u>当該家賃の額から当該知事が別に定める額を控除した額</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(減免又は徴収猶予の申請)</p> <p>第14条 条例第15条の規定に基づき家賃の減免、敷金の免除又は家賃若しくは敷金の徴収の猶予を受けようとする者(第2条の2第2項又は第12条第2項の申請をした者を除く。)は、<u>県営住宅家賃減免(敷金免除、徴収猶予)承認申請書(様式第15号)を所管する局長に提出し、その承認を得なければならない。</u></p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の県営住宅等条例施行規則の規定は、平成30年4月以後の月分の家賃の減免について適用する。